

有料職業紹介料の返還

当社は下記内容で返戻金制度を設けており、有料職業紹介契約書にて定めております。

なお、全て職業紹介が成功した場合の成功報酬であり、求人者のみの手数料徴収であるため求職者への返還はいたしておりません。

(有料職業紹介料の返還)

雇用決定者が雇用された後、本人の自己都合、又は本人の責に帰する事由により解雇に至った場合、次のとおり有料職業紹介料を返還するものとする。

雇用後3ヶ月以内に退社　：　有料職業紹介料の　50%

ただし、有期雇用の場合はこの限りでなく、特に3ヶ月に満たない有期雇用契約の場合には有料職業紹介料の返還はしないものとする。

また雇用決定者に対する処遇、及びその他の労働条件が雇用決定時の労働契約と著しく異なることに起因する退社の場合も、同様に有料職業紹介料の返還はしないものとする。

許可番号 02-ユ-020011

青森県八戸市根城五丁目12番18号

株式会社たいようヒューマンネットワーク

代表取締役 越後 林 寛之